# (予防) 訪問リハビリテーション利用料金一覧表

## < 2 0 2 1 年 4 月 1 日現在>

### ○基本利用料

費目	1割(円)	2割(円)	3割(円)	単位	備考
(介護予防)	3 2 4	6 4 8	972	1回	1 単位:
訪問リハビリテーション費		円	円	あたり	10.55 円

<sup>※</sup>上記の金額は1回当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により金額の違いが生じます。

#### ○加算利用料(保険給付の自己負担分)

○加昇利用科(保険料		一只15万	J /	1	
費目	1割	2割	3割	加算単	内容の説明
リハビリテーション マネジメント加算 A ( イ )	190円	380 円	570 円	1月 あたり	医師等多職種によるリハビリテーション会議で利用者の情報を共有し医師による説明や個別のリハビリテーション計画を定期的に見直し、理学療法士等が居宅介護支援専門員に自立支援に関する情報提供を行い、理学療法士等が居宅を訪問し、居宅サービス関係者又はご家族に日常生活の留意点や介護指導を <u>リハビリ職</u> 人人が行った場合に加算されます。
リハビリテーション マネジメント加算 A (ロロ)	225	4 5 0 円	675 円	1月 あたり	リハビリテーションマネジメント加算(A)イの要件に加え、 利用者毎のリハビリ計画書等の内容等の情報 を厚生労働省に提出し、リハビリの提供にあた り当該情報を有効活用している場合に加算されます。
リハビリテーション マネジメント加算 B ( イ )	475 円	9 5 O 円	1425	1月 あたり	医師等多職種によるリハビリテーション会議で利用者の情報を共有し医師による説明や個別のリハビリテーション計画を定期的に見直し、理学療法士等が居宅介護支援専門員に自立支援に関する情報提供を行い、理学療法士等が居宅を訪問し、居宅サービス関係者又はご家族に日常生活の留意点や介護指導を <b>医師が</b> 行った場合に加算されます。

リハビリテーション マネジメント加算 B (ロ)	510円	1019円	1,530 円	1月 あたり	リハビリテーションマネジメント加算(B)イの要件に加え、 利用者毎のリハビリ計画書等の内容等の情報 を厚生労働省に提出し、リハビリの提供にあたり 当該情報を有効活用している場合に加算され ます。
短期集中 リハビリテーション 実施加算	211	422	633	1回 あたり	退院・退所直後又は初めて要介護認定を受けた 後から起算して3ヶ月以内の期間、短期集中的 に、リハビリテーションを実施した場合に加算 されます。
サービス提供体制強化加算(I)	7円	13円	2 1円	1回 あたり	リハビリ職員の勤続年数が7年以上の者が1 名以上いる場合に加算されます。
サービス提供 体制強化加算(II)	4円	7円	10円	1回 あたり	リハビリ職員の勤続年数が3年以上の者が1 名以上いる場合に加算されます。
移行支援加算	18円	36円	5 4円	1回 あたり	評価対象期間において当訪問リハビリテーションの提供を終了した方のうち指定通所介護等、その他社会参加に資する取組を実施する方の占める割合が5%を超えていること。また、社会参加の期間が3月以上継続される見込みの場合に加算されます。
事業所医師診療を行わなかった減算	▲53 円	▲106 円	▲159 円	1回 あたり	事業所の医師がリハビリテーション計画の作 成に係る診療を行わなかった場合に減算され ます。

- ※ 上記の金額は1日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理によりの金額の違いが生じます。
- ・ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス 計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自 己負担となりますのでご相談ください。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

#### (2) 介護保険給付対象外サービス

種 類	内 容	利用料
交通費	2-(4)の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方	実費をご負担頂きます。